

1. 件名：福島第一原子力発電所におけるタンクエリア地震計の設置方法の変更に  
係る面談

2. 日時：令和4年7月19日（火）13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁6階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、正岡管理官補佐、松田室長補佐、横山係長

石井係長（TV会議システムによる出席）

福島第一原子力規制事務所（TV会議システムによる出席）

小林所長、黒川原子力運転検査官、松沢原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当6名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震を踏まえて、福島第一原子力発電所内のタンクエリアに設置した地震計の設置方法の見直しについて、資料に基づき以下の説明があった。

➤ タンクエリア地震計の設置位置の見直しの概要

✓ 地震計の移設作業は8月中に完了予定。

✓ 内堰外に設置していたタンクエリア3箇所（D/H4北/K4）の地震計については、内堰の内側へ設置位置を見直し、今後移設する。

✓ 移設については、主に気象庁の震度計設置環境基準を基に設置方法の妥当性の検討を行った。

✓ 移設する地震計基礎の容積は2m<sup>3</sup>程度であるため、地震計を内堰の内側に設置した場合でも、タンクエリア堰内容量は、実施計画で定めている基礎外周堰の堰内容積以上確保できることから、実施計画の記載値への影響はない。

○原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに、以下のコメントを行った。

➤ 今回の移設で堰内に地震計基礎を設置する場合、実施計画の堰内容量等の規制上管理が必要な記載事項に変更なく、実施計画変更認可申請などの手続きは不要であること。

➤ 今回堰内に設置する地震計基礎について、アンカーで固定する等の設置条件や設置図面の詳細について説明すること。

➤ 今回の地震計の移設にあたり、東京電力社内の耐震の知見を有する部署の関与について、現在の設置状況からの改善内容を含め説明すること。

➤ 今回の地震計移設に関する検討過程について、気象庁の震度計設置環境基準と照らし合わせた考察結果を網羅的に説明すること。

➤ 地震計移設に向けたスケジュールを示すこと。

○東京電力から、上記コメントの対応を検討する旨回答があった。

6. その他

資料：

- 福島県沖地震（2021年2月13日）に伴い設置したタンクエリア地震計の設置位置見直しについて